

# 大阪市耐震改修促進計画【概要版】（案）

## 改定の背景と内容

- ・耐震改修促進法に基づき、「大阪市耐震改修促進計画」（平成20年3月策定、平成28年3月改定、令和3年3月中間改定）を策定し建築物の耐震化を促進
- ・令和7年度に計画期間の満了を迎えることから、国の基本方針、大阪府の計画の改定を踏まえ、新たな目標を設定し、その実現をめざした今後の取組を示すため、計画を改定（令和8年3月）

## 目的・計画期間

【目的】 地震による被害から市民の生命と財産を保護するため、市内の住宅・建築物について耐震診断・耐震改修等を計画的・総合的に促進するための指針として策定

【計画期間】 令和8年度から令和17年度までの10年間

## 目標

### ■ 民間建築物

民間住宅 耐震性が不十分なものを令和17年までにおおむね解消

要緊急安全確認大規模建築物\* 耐震性が不十分なものを令和12年までにおおむね解消

### ■ 市設建築物

災害対策施設等 計画期間中の早期の耐震化完了

市営住宅 計画期間中の早期の耐震化完了

\* 法により耐震診断が義務付けられている、不特定多数の者が利用する大規模建築物等

## 基本方針

- 建物所有者の耐震化の取組への支援
- 耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施
- 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- 市設建築物の地震に対する安全性の確保

## 今後の取組

### ■ 民間建築物

#### ○ 建物所有者の耐震化の取組への支援

- ・建物所有者の耐震診断・耐震改修・耐震除却費等に対する補助の実施
- ・国の高齢者向け耐震改修利子補給制度への対応
- ・空家の利活用に向けた耐震化に対する補助の実施
- ・密集住宅市街地における老朽住宅の建替え等に対する補助の実施
- ・安全性の確認ができないブロック塀等の撤去費等に対する補助の実施

#### ○ 耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施

- ・耐震診断義務付け対象建築物への指導・助言など、法に基づく規制措置の的確な実施

#### ○ 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・建築物の耐震化の必要性や補助制度、税制、融資制度、災害対策等に関する情報の充実
- ・相談窓口の設置、建物所有者・マンション管理組合への直接的な働きかけ、耐震化に関する事例集の活用など、情報を確実に届ける普及啓発の実施
- ・区役所や地域、関係団体と連携した耐震化に向けた意識の醸成

### ■ 市設建築物

- ・施設の役割や用途に応じた耐震化や安全対策の計画的な推進



たいしんくん ほきょうさん